

住宅改修費 (介護予防住宅改修費) 支給申請

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して要介護区分に関係なく、20万円を上限に住宅改修費用を支給します。

工事の前に、保険給付の対象となるかなどを、ケアマネジャーにご相談ください。

手続きの流れ

相談・検討

- ケアマネジャーに、相談します



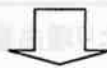
申請

- 工事を始める前に、介護保険課の窓口に住宅改修が必要な理由書、改修前の写真(日付入り)などの必要書類を提出し、市から確認を受けます



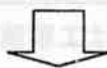
工事・支払い

- 改修後の写真(日付入り)を撮影します
- 改修費用を全額自己負担して、事業者に支払います



完了報告

- 工事が完了したら、介護保険課に改修後の写真と領収書、工事費内訳書などを提出します



支給

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9割(18万円まで)が指定の銀行口座に支給されます。

介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器取替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

市内に住所のある60歳以上の人のうち、介護保険で要支援・要介護の人(生計中心者の前年所得税が30万円以下の人に限る)には、「居宅改善整備費」の支給制度があります。

<支給額>

- ① 対象経費が36万円以下
対象経費×2/3
- ② 対象経費が36万円超
(対象経費 - 36万円) × 1/2
+24万円
支給上限額 38万円

※介護保険支給額を差し引いて支給